

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和3年3月1日(月)
開会 午後3時
閉会 午後4時10分
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	青木敏郎	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

(書記)

総務部部長(書記長)	清水創一	総務課主査(書記)	福上慎吾
総務部次長(書記)	小野田浩司	総務課主査(書記)	横田竜一
総務部副参事(書記)	服部誠	総務課主事(書記)	三宅望
総務課副主幹(書記)	鈴木正康		

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録(令和3年3月)について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(3月定時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(2) みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について

(3) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について

(4) みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について

(5) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について

3 その他

(1) 令和3年執行予定みよし市長選挙の日程について

(2) 令和3年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会について

(3) 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会について

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに青木委員長より御挨拶をお願いします。</p>
青木委員長	<p><挨拶></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
青木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿定時登録について、事務局から説明いたします。</p>
三宅書記	<p>議題1に入る前に選挙管理委員会の定例会について、説明させていただきます。</p> <p>本日のような定時の選挙管理委員会が、3月、6月、9月及び12月と3か月ごとに開催されます。議題1の選挙人名簿の登録については、毎回の議題となりまして、その他に報告事項等がございましたら、議題2、議題3と付いていくかたちになります。</p> <p>それでは定時登録の説明をさせていただきます。定時登録の法的面を先に説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>別添の議題1参考と書かれた資料の1ページを御覧いただけますでしょうか。</p> <p>まず選挙権についてですが、こちらは憲法でも保障されている国民の権利となります。憲法の第15条、44条、93条、それから地方自治法第18条で、国民固有の権利として保障されるものであるということ、それから個々の選挙人の資格については、公職選挙法になるのですが、そちらの方で規定されるものであることが書かれております。</p> <p>公職選挙法に規定する選挙権について、次の（1）の要件を満たし、かつ、（2）の要件に当てはまらない者が選挙権を有することとされております。（1）積極的要件としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日本国民であること イ 年齢満18年以上であること、がございます。

この積極的要件に対して、(2)は消極的要件ということで、要は欠格事項に該当しない方となります。

刑に処せられてその執行がまだ終わってみえない方ですとか、公職選挙法や政治資金規正法、電子投票特例法に定める犯罪により、被選挙権が停止されていない方、これらの方が消極的要件に該当しないということでございます。

それから、1ページおめくりいただきまして、選挙人名簿の登録資格要件について説明させていただきたいと思っております。

まず1の被登録資格としまして、

(1) 当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること。

(2) 住民票作成日から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とありますが、(2)につきまして、私どもは「3か月要件」と呼んでおります。

続きまして、(3) 住民票作成日から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過しない者とあります。(3)につきまして、みよし市から住所を市外に移された方でも、4か月間はみよし市の選挙人名簿にお名前が残ることとなります。こちらにつきましては、「4か月要件」と呼んでおります。

以上これら3つの資格要件がございます。

2の登録の種類及び時期としましては、(1)が本日行うものである定時登録となります。登録月である3月、6月、9月、12月の1日現在を基準日としまして、基本的には1日において登録を行い、1日が休日に当たる場合は、1日又は1日の直後の開庁日に登録を行うこととなっております。

それから(2)ですが、選挙を執行する際の選挙時登録があります。選挙をする際に、被登録資格を有する方を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより登録をするということとなっております。

それでは、次第の資料にお戻りいただきまして、1ページを御覧いただけますでしょうか。

令和3年3月定時登録における資格要件等について説明させていただきます。

大きい1番について、定時登録の基準日及び登録日は、令和3年3月1日月曜日、本日でございます。

大きい2番の登録要件ですが、先程御説明させていただいた内容になるのですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されるこ

ととなります。

登録要件の1つ目として、国政選挙の選挙権のある者とされています。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満18年以上の者であることが要件となります。

2つ目は、住所要件として、令和2年12月1日以前の転入者の方で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。

イについてですが、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた方で、令和2年11月1日から令和3年2月28日までに転出した方、すなわち転出後4か月以内の方については、表示登録者として本市の選挙人名簿に登録がされます。

ウについてですが、帰化された方は、帰化の届出がされた日以後、引き続き本市の住民であれば登録がされます。

次に、大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。

1つ目は、令和2年10月31日以前に転出された方です。転出して4か月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。

2つ目は、前回の基準日である令和2年12月1日から今回の基準日、つまり本日までに死亡された方です。

3つ目は、欠格事項に該当された方です。

大きい4番ですが、名簿に転出者として表示される方は、大きい3番の(2)イで触れた、令和2年11月1日以降の転出者となります。本日こちらにございますのが実際の選挙人名簿です。

続いて2ページ目を御覧ください。

こちらは3月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和3年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,643人、女23,472人であり、合計48,115人です。

3、4、5ページには、それぞれ、投票区ごとの選挙人の数の内訳表、世代ごとの選挙人の数の内訳表、前回定時登録時と今回の定時登録時の投票区ごとの選挙人の増減表を掲載しております。

続きまして6ページですが、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。

先程の説明で用いました参考資料の在外選挙制度と書かれたページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

在外選挙制度とは、1の概要にも記載させていただいておりますが、お仕事などで海外にいらっしゃる方が、国外にいらながらも国政選挙に参加できる制度のことを言います。また、これによる投票を在外投票と言います。

この制度を利用させていただくためには、原則として、日本での最終

住所地の市町村の選挙管理委員会に事前に申請をしていただいて、当該選挙管理委員会が作成している在外選挙人名簿に登録されることが必要となります。

申請方法が2パターンございますが、申請をしていただければ誰でも登録ができる訳ではなく、登録資格の要件を満たしているかどうか選挙管理委員会にて確認をさせていただき、登録資格の有無を判断しております。

申請方法について、(1)の在外公館申請は、日本を出国後、現地の在外公館において登録の申請を行う方法でありまして、(2)の出国時申請は、国外に出国する前に、日本国内において国外転出の届出をした後に、最終住所地の選挙管理委員会において、選挙人名簿から在外選挙人名簿へ登録の移転の申請を行う方法です。

在外選挙人でない国内にいらっしゃる、選挙人名簿の登録が本日のような定例会や選挙時に委員会の御承認をいただいて行われるのに対し、在外選挙人は、公職選挙法において、登録資格を確認した後、遅滞なく登録することと定められておりますので、専決処分で随時登録をさせていただいております。みよし市選挙管理委員会規程では、この専決処分を行った場合には、その旨を次の選挙管理委員会で報告することと規定されております。今回の定例会においては、該当の方はおみえにならなかったのですが、本日以降から次回6月の選挙管理委員会までの間に、新たに在外選挙人名簿に登録した方がいらっしゃいましたら御報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

話を次第の資料に戻しまして、6ページですが、本市における3月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男37人、女18人、計55人でありまして、7ページには、本市の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人55人の在留している国の内訳表を掲載させていただいております。

横田書記

それから8ページを御覧いただけますでしょうか。

選挙人名簿の登録と登録された方の数について、地方自治法では選挙とは別の使い方をされることがありますので、その説明をさせていただきます。

こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。

必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1と規定されているため、その数は963となります。参考として計算式を掲載しております。

9ページを御覧ください。

	<p>こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。</p> <p>必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1と規定されているため、その数は、16,039となります。</p> <p>こちらにつきましても、参考に計算式を掲載しております。</p> <p>選挙人名簿を登録する際には、登録と併せて、50分の1及び3分の1の数を告示するということとなります。本日御承認いただけましたら会議終了後それらの数について告示させていただきますので、資料に議題として載せさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。今回は初めての定例会でございますので、分からないことなど遠慮されずにお問い合わせいたします。</p>
鈴木委員	<p>今の50分の1、3分の1というものが分からないのですが、50分の1の場合は963とありますが、これは条例の制定や改廃、監査の請求とありますが、963人ということですか。</p>
横田書記	<p>963人以上の数の署名が必要ということですか。最低この数の署名を集めないといけません、ということですか。</p>
鈴木委員	<p>はい。分かりました。</p>
青木委員長	<p>三井委員、いかがでしょうか。</p>
三井委員	<p>在外選挙人名簿に登録した方に対して、実際に選挙の際にこちらから選挙公報などを送ることになるのでしょうか。海外に行かれた状態で投票したいといっても、何もないとわからないと思うのですが。</p>
服部書記	<p>選挙公報に関しましては、タイムスケジュール的に印刷物などを送付するのは、国外ですので時間的に間に合わないというのが現状です。ただ、インターネット環境が整っておりますので、ホームページに選挙公報を掲載し、それを御覧いただくということが一般的になっているかと思えます。</p>
青木委員長	<p>それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと</p>

<p>青木委員長</p>	<p>思います。</p> <p>議題1 選挙人名簿定時登録について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無しの声></p> <p>御異議ないようですので、議題1 選挙人名簿定時登録については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
<p>鈴木書記</p>	<p>議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正でございます。資料は、10ページになります。</p> <p>地方自治法により、選挙管理委員会に関し、必要な事項は、委員会が定めることとされており、この規程やこれから説明をさせていただく議題の規程につきましても、委員会が定めるものとなります。</p> <p>今回改正を行う規程は、条例に基づき、市の議会の議員及び長の選挙において発行する選挙公報について、必要な事項を定めているものになります。10ページの資料は、規程の改正に当たって必要な改正文となっております。なお、事前に机上に、規程の全文を印刷したものを配布させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>今回この規程につきまして、内容を一部改正する必要がありますので、委員会に諮らせていただきました。</p> <p>今回の改正理由は、2点ありまして、</p> <p>1点目は、公職選挙法の一部改正により、国政選挙、知事選挙における選挙公報について、電子データによる掲載文の提出が可能になりましたので、公職選挙法に準じて条例において発行する市の議会の議員及び長の選挙に係る選挙公報についても、同様の取扱いとするため、所要の改正をするものであります。</p> <p>2点目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や市民や事業者の負担を軽減するといった視点から、本市における申請、届出等の押印を求める手続の見直しに伴い、申請書等において、押印を求める手続を廃止するため、改正するものであります。</p> <p>1点目の選挙公報の電子データによる提出につきましても、令和3年3月のみよし市議会定例会に関連する条例改正を提出させていただく予定をしております、資料11ページに、条例の一部改正の案を付けさ</p>

せていただきました。

今回の規程の一部改正につきましては、条例改正が可決された場合に、関連する事項を改正するものとなりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

改正の具体的な内容としましては、別にお配りしたA3サイズの参考資料と書かれた「規程の一部改正新旧対照表」にて説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表の1ページを見ていただきますと、右側が現行の規定、左側が改正案となっております。第2条から第5条までの規定中において、下線を引いた箇所が今回の改正箇所となります。

主な改正点としましては、今まで選挙公報の掲載文について、紙による提出としていたしたので、規定内容を「記載」としていましたが、電子データの場合は、記録媒体による提出となりますので、各規定中に、「記録」の文言を追加するものとなります。

また、改正理由の2点目の押印を求める手続の見直しによりまして、新旧対照表の2ページから4ページまでの選挙公報に係る申請書の様式中におきまして、下線部分の印を削除するとともに、電子データによる提出が可能になったため、3ページの備考中においても所要の改正を行うものになります。

なお、新旧対照表の5ページに、参考としまして、条例の一部改正の新旧対照表を付けさせていただきました。

資料を、次第の資料10ページの改正文に戻っていただきまして、この規程の一部改正の施行期日ですが、下から3行目の附則と書かれた部分となりますが、現在は3月の次が空白となっておりますが、この日につきましては、条例の一部改正が可決された場合、条例改正の公布日と併せ、施行することとしたいと思ひます。

なお、様式中の印を削る部分については、全庁的に令和3年4月1日から施行することとしています。

また、上から4行目の空白となっております日付につきましても、本日承認をいただければ、条例改正の公布日の同日の日付としたいと思ひます。

以上で説明とさせていただきます。

青木委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、願ひします。

よろしいでしょうか。それでは、御質問等がないようですので、ただ今より採決に移りたいと思ひます。

青木委員長	<p>議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無しの声></p> <p>それでは、議題2 みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正については、承認されたものいたします。</p> <p>続きまして、議題3 みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>議題3 みよし市公職選挙管理規程の一部改正でございます。資料は、次第の資料12ページになります。</p> <p>この規程につきましては、公職選挙法の規定に基づき、市の選挙管理委員会が管理する選挙その他の事務に関し、必要な事項を定めるものであります。</p> <p>こちらの改正につきましては、先程の議題の2点目の改正理由と同様で、押印を求める手続の見直しに伴い、押印を求める手続を廃止するため、改正を行うものになります。</p> <p>改正箇所につきましては、お手元のA3サイズの新旧対照表を見ていただきますと、6ページから21ページまでの各様式におきまして、候補者の部分や管理者等の印に関する規定を削除するものとなります。</p> <p>資料を、次第の資料12ページの改正文に戻っていただきまして、本日承認いただければ、この規程の改正につきまして、上から4行目の日付を本日付けとして公表し、附則の施行期日につきまして、令和3年4月1日から施行することとしたいと思います。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
鈴木委員	<p>すみません。よろしいでしょうか。</p>
青木委員長	<p>はい。鈴木委員、どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>A3の資料13ページですけど、印の関係でこのように様式が変更になるということでしょうか。</p>

鈴木書記	はい、そうです。特に法律等により押印を必要とする規定のないものに関しましては、今回の見直しに併せて改正させていただいております。
青木委員長	<p>それでは、御質問等が他になければ、ただ今より採決に移りたいと思います。</p> <p>議題3 みよし市公職選挙管理規程の一部改正について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無しの声></p>
青木委員長	<p>それでは、議題3 みよし市公職選挙管理規程の一部改正については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題4 みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>議題4 みよし市選挙管理委員会規程の一部改正でございます。資料は、次第の資料13ページになります。</p> <p>選挙管理委員会規程につきましては、委員会招集の手続、委員長の任期、会議録に関する事項等を定めたものになります。</p> <p>こちらの改正につきましても、押印を求める手続の見直しに伴い、会議録への押印に関する規定を改めるものになります。</p> <p>改正箇所につきまして、新旧対照表の22ページを御覧いただきたいと思います。第14条で現行の規定は、「会議録に押印する」という規定になっておりましたが、これを改正案のように署名すると改めるものになります。</p> <p>なお、今までも委員の方には、選挙管理委員会の会議開催後、会議録に署名をお願いしておりましたので、押印規定を見直すとともに、本来の形である内容に改めるものとなります。</p> <p>資料を、次第の資料13ページの改正文に戻っていただきまして、施行期日につきましては、こちらに関しては、既に現在も署名とする運用を行っておりますので、本日承認がいただければ、本日公表し、本日から施行することとしたいと思います。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
青木委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。
三井委員	よろしいでしょうか。

青木委員長	はい。三井委員、お願いします。
三井委員	これまでは、「押印し、」と書いてあったけれども押していなかったということですか。
鈴木書記	実際は署名でお願いしておりまして、今回全庁的な押印の見直しということがございましたので、本来の形に改めさせていただきたいということでございます。
三井委員	これからは良いと思うのですが、今までの会議録などについては、問題ないのでしょうか。
鈴木書記	地方自治法の規定等を見ておりましたら、署名とすることが本来の形でありましたので、問題はありません。
三井委員	分かりました。
青木委員長	<p>それでは、御質問等が他になれば、ただ今より採決に移りたいと思います。</p> <p>議題4 みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について、御異議ございませんか。</p>
	<p><異議無しの声></p>
青木委員長	<p>それでは、議題4 みよし市選挙管理委員会規程の一部改正については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題5 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>議題5 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正でございます。</p> <p>資料は、次第の資料14ページ、15ページになります。</p> <p>公費負担については、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、一定の範囲で立候補の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度を条例において定めており、この規程は、条例に基づき、申請書等の必要な事項を定めたものになります。</p> <p>なお、公費負担は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作</p>

	<p>成、選挙運動用ポスターの作成となります。</p> <p>こちらの改正につきましても、押印を求める手続の見直しに伴い、申請書等において、押印を求める手続を廃止するため、改正するものであります。</p> <p>改正箇所につきまして、新旧対照表を見ていただきますと、23ページから34ページまでの各様式において、候補者の部分の「印」の規定を削除するとともに、23ページから29ページまでの各様式において、備考欄に、公職選挙法施行規則の規定に倣い、本人確認書類の提示や提出に関する事項を追加するものとなります。</p> <p>資料を、次第の資料14ページ、15ページの改正文に戻っていただきまして、附則の施行期日につきましては、本日承認がいただければ、本日公表することとし、令和3年4月1日から施行することとしたいと思います。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありました。御質問等ございましたら、お願いします。</p>
青木委員長	<p>御質問はよろしいでしょうか。もし、また後程分からないことがあれば、また御質問ください。それでは、ただ今より採決に移りたいと思います。</p> <p>議題5 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について、御異議ございませんか。</p> <p><異議無しの声></p>
青木委員長	<p>それでは、議題5 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、その他といたしまして、1点目 令和3年執行予定みよし市長選挙の日程について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>続きまして、令和3年執行予定みよし市長選挙についてでございます。</p> <p>来年度であります、令和3年度に予定されている選挙で、任期満了に伴うみよし市長選挙がございます。</p> <p>なお、令和3年は衆議院議員総選挙も執行されますが、こちらにつきましても、解散総選挙も想定されますので、今回は、みよし市長選</p>

	<p>挙についてのみ御案内させていただきます。みよし市長選挙の日程につきましては、市の選挙管理委員会で決定することになりますので、皆様御承知おきくださいますようお願いいたします。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
青木委員長	<p>その他御質問等はございませんか。 それでは、御質問等が他になれば、次に移りたいと思います。 続きまして、2点目 令和3年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会について、3点目 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会について、書記より説明をお願いします。</p>
横田書記	<p>それでは先程の資料の17ページ以降を御覧ください。選挙管理委員会では、「選挙管理委員会連合会」という組織に加入しており、本市は、全国の市と区が加入するものと愛知県の市が加入するものの2つに加入しております。</p> <p>この度、両連合会から令和3年度の会議の案内がありました。 会議には、事務局と委員の方で出席しておりますので、本日は、出席される委員の方を決めていただきたいと思います。</p> <p>まず、17ページの全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会についてですが、こちらは、委員の方2名と事務局1名で出席しております。</p> <p>例年、委員の方は、委員長とその他の委員の方の2名で出席されるケースが多数でした。令和3年度は、5月13日及び14日までの2日間で愛知県の新城市で開催される予定です。</p> <p>続いて19ページの愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会についてですが、こちらは、委員の方1名と事務局1名で出席しております。</p> <p>例年、委員長が出席されるケースが多数でした。令和3年度は、4月21日に知多市で開催される予定です。</p> <p>以上、2つの会議における出席者について、大変恐れ入りますが、委員の皆様の御協議にて決めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたらお願いします。</p>
深谷職務代理人	<p>内容的には、1名の出席は決まっているということでよろしいでしょうか。</p>

横田書記	例年については、先程説明させていただいたとおりでございます。
青木委員長	はい。分かりました。深谷委員から御指名いただきましたので。では、もう一名の委員さんを決めていただければと思います。御協力お願いいたします。
深谷職務代理者	では、全国の方は私が行かせていただきます。
青木委員長	<p>深谷委員、よろしいですか。それでは、5月の全国市区選挙管理委員会連合会東海支部には私と深谷職務代理が出席するという事によろしくお願いします。</p> <p>それから、愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会につきましては、私ということによろしくお願いいたします。</p> <p>また、任期は4年間ございますので、また皆さんに御協力いただきたいと思っております。</p> <p>また御帰宅後にも御不明な点や御質問等がありましたら、お問い合わせください。</p> <p>それでは、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。</p>